

F A X 送付案内

平成31年1月31日

A 4 1枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：平島

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

岐阜県において発生した豚コレラ(7例目)に係る追加的
防疫措置の実施について

平素よりお世話になっております。

岐阜県において発生した豚コレラ(7例目)に係る追加的防疫措置
の実施について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせ
いたします。

【概要】

- ・確認日：2019年1月30日
- ・発生場所：岐阜県本巣市
- ・飼養状況：肥育豚867頭
- ・経緯：

- (1) 1月29日(火)、岐阜県は、同県において7例目の豚コレラが発生した各務原市の養豚農場から豚が販売された本巣市の疫学関連農場に対して立入検査を実施。
- (2) 豚コレラを疑う症状を呈する豚が確認されたため、当該豚の精密検査を実施し、本日(1月30日(水))、豚コレラの疑似患畜と確認。

※豚コレラ(法定伝染病)

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

(ア)人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含ま、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

(イ)野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管